

Q 30

在日韓国・朝鮮人の子どもの本名使用 について指導したい。

在日韓国・朝鮮人の子どもが本名を使用することは、アイデンティティの確立にかかわることです。自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努める必要があります。子どもや保護者の思いをしっかりと受けとめ、学校全体で取り組みましょう。

A1 言語や文化、習慣の違いを認め合えることが大切です。

それぞれの生活や文化の違いを、互いに認め合い、相手の立場に立って考えるという観点から、本名を呼び、名のることができるような学級・学校・社会をつくることをめざし、学校としての取り組み方針をもたなければなりません。そして、その方針を子どもや保護者などに伝えましょう。

また、自分の国籍や名前についての子どもの思い、保護者の思いや願い、歴史・くらしなどの背景についても把握に努めましょう。

※ 現在の在留管理制度では、16 歳までは本人が手続きをしないため、16 歳未満の子どもは自分の国籍や名前について十分理解していない場合があるので注意が必要です。

A2 本名使用について理解を深めましょう。

本名使用については、校内の人権教育推進委員会などを中心に、学校全体として指導を進めましょう。前提として、教職員自身が在日韓国・朝鮮人についての歴史的経緯や人権問題について理解する必要があります。「[大阪府人権施策推進基本方針](#)」(平成 13 年3月策定・令和3年 12 月改正)においては、就労における差別や入居差別などの問題や、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない在日韓国・朝鮮人がいるという現状が指摘されています。

本名を呼び、名のすることは、在日韓国・朝鮮人というアイデンティティの確立にかかわる重要な問題であることを理解し、指導に努めましょう。

A3 本名を呼び、名のることのできる環境を醸成しましょう。

子どもたちや地域の実態を踏まえ、言葉・文化・習慣の違いに気づき、互いに認め合うための学習を進めましょう。その際、体験学習を取り入れるなどの工夫をすると効果的です。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯をふまえ、課外の自主活動などを活用して歴史・文化などについて学習できるようにしましょう。また、自己実現を図るため、奨学金の活用などについて関係諸機関と連携して進路指導を行うことも必要です。

〈ポイント〉

○ 入学時の取り組み

在日韓国・朝鮮人の子どもの保護者については、家庭訪問などでていねいに相手の思いや願いを聞きとりましょう。他の保護者にも、本名使用の意義について知らせるようにしましょう。

○ 就学事務について

指導要録には、学齢簿に準ずる表簿に基づき本名を記入します。記載に誤りがあると他の公簿に極めて大きな影響を及ぼします。場合によっては将来本人が不利益を受ける場合がありますので、記載に関しては厳正に行いましょう（指導要録の抄本も同様です）。その際、本人及び保護者が了解しているのかを含め、個人情報保護の観点から、名前などの個人情報の取扱いは慎重に行ってください。詳細については、CHECK①で紹介している「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導について」を参照してください。

○ 在留管理制度について

在留管理制度の改正（平成24年7月）により、外国人登録制度は廃止され、外国人登録証明書に代わり、在留カードが交付されるようになりました。さらに、特別永住者には、特別永住者証明書が交付されることになっています。その交付手続きは、16歳の誕生日の6か月前から誕生日前日までとなっています。自分のルーツと向き合う生徒について保護者との連携を図るとともに、生徒が不利益をこうむらないよう、配慮や支援を行いましょう。

◇ 参考資料：出入国在留管理庁

「入管法及び法務省設置法改正について」

https://www.moj.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html

「特別永住者の制度が変わります」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_2_index.html

★CHECK①★

「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために一本名指導について」

（大阪府教育委員会 令和6〔2024〕年3月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91603/honnmyou.pdf>

本名を呼び、名のことができる環境づくりを促進するために、教職員が知っておくべき在日外国人児童生徒に係る教育活動や就学事務のもととなる基本的法制度などをまとめています。16～18 ページに紹介されている資料集には、取組みの展開例が紹介されています。

★CHECK②★

①「大阪府在日外国人施策に関する指針」（大阪府 令和5〔2023〕年3月改正）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinkenkyogo/gaikokujinn/guideline.html>

②「在日外国人に関わる教育における指導の指針」（大阪府教育庁 令和6年2月策定）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91603/zainitigaikokjujinnkyouiku.pdf>

この指針は、教職員が在日外国人幼児・児童・生徒に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して人権尊重の精神に基づく適切な教育を推進することを目的として策定したものです。

在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立につながる事柄であり、そのことをすべての幼児・児童・生徒が理解するとともに、在日外国人幼児・児童・生徒が本名を名のり、本名で呼ばれるような環境づくりを進めることが必要であるとしています。

★CHECK③★

「府立学校人権教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 15〔2003〕年3月)

この冊子は、人権教育に関する指導事例を集めたものです。本名使用に関して、「ふたつの名前」という指導事例が紹介されていますので参考にしてください。

★CHECK④★

DVD 教材「在日外国人教育のための資料集ー違いを認め合い共に生きるためにー」

(大阪府教育委員会 平成 22〔2010〕年3月)

このDVD教材は、平成 18 年3月発行の「本名指導の手引き」を具体化しました。歴史や文化等の資料や、指導案・カリキュラムなどを、画像や音声等を取り入れ、学校での授業や民族学級等の課外活動で活用できるようにしました。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABC Part4 ー人権教育としてのキャリア教育ー」(大阪府教育センター 平成 23〔2011〕年3月)

Ⅱ編 プログラム編の2章では在日外国人教育についての実践的なプログラムを紹介しています。

②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

在日外国人に対する理解が深まる内容を分かりやすくまとめています。

★CHECK⑥★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ(大阪府教育センター)

「在日外国人教育」では、外国籍児童生徒に関する支援方法や教材と共に具体的な授業プランが掲載されており、名前に関する情報についても、府立学校入学者に配付する文例等を掲載しています。

★CHECK⑦★

①「ヘイトスピーチの問題を考えるためにー研修用参考資料ー」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年9月改訂)

特定の国籍や民族の人々への差別や憎悪をあおる言動、ヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっています。このような差別的言動をなくしていくためにも、普段から、在日外国人児童・生徒のアイデンティティを尊重できるような環境を醸成していくことが重要です。この研修用参考資料は、ヘイトスピーチについての理解を深めるとともに、外国にルーツのある子どもたちの人権を守り、全ての子どもたちにとって安全で安心な学校生活づくりをめざして作成したものです。

②「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例～大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例～」(府民文化部人権局人権擁護課 令和元〔2019〕年 11 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken-yogo/hatejyourei/index.html>

この条例は、大阪府として、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざして制定されました。

◆参考資料◆

「人権教育啓発映画『ホームタウン 朴英美(パク・ヨンミ)のまち』(大阪府教育委員会 平成 20〔2008〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、在日韓国人3世である主人公が本名を名のり、看護師として前向きに生きようとする姿を通して、名前や国籍の違いを認め合い、理解し合うことの大切さを考える教材です。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

在日韓国・朝鮮人の子どもは、義務教育を終えてそれぞれの夢と希望に向かって旅立つとき、自分のアイデンティティの確立と関わる本名について向き合う場面が出てきます。その際、多くの子どもたちはさまざまな葛藤を経験します。

進学や就職に関わる事務手続きを行う際、迅速適切に実行するのは当然ですが、そのような子どもの心情に寄り添い、進路に対する不安を軽減し、仲間とともに夢と希望をもって次のステップへ進めるよう支援する必要があります。そのためには、教職員が、進路指導、進路保障に関わる基本的な知識をもつことが大切です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、また、国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。加えて、国籍法の改正による重国籍の子どもたちも増えてきている。そのような状況の中、外国人であることを理由とした就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しており、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の問題も生起している。〔1－(1)〕
- ◎ 在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。在日韓国・朝鮮人の子どものについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動(民族学級等)を活用して、歴史、文化、言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、市町村とも連携して、学校の実態に応じた支援に努める必要がある。〔1－(3)－イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 歴史的に獲得されてきた人権に関する資料として、『やさしい言葉で書かれた世界人権宣言』が紹介されている。特に、第2条では差別からの自由、第15条では国籍を得、あるいは変更する権利について書かれている。
〔実践編 II【資料】〕
- ◎ 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。〔第Ⅰ章－2. 一(2)〕